

災害救助法適用地域における保険処方箋と災害処方箋の相違点

	保険処方箋	災害処方箋
根拠法	健康保険法、国民健康保険法ほか	災害救助法
処方箋の 交付場所	保険医療機関	救護所、避難所救護センターなど（すなわち、保険医療機関以外） ※日本赤十字社の救護班、DMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会による災害医療チーム）など、ボランティアにより行われている診療
調剤の場所	保険薬局	救護所、避難所救護センター、モバイルファーマシー、保険薬局
処方箋の 記載内容	・ 保険者番号、被保険者証／被保険者手帳の記号／番号、患者名、保険医療機関、保険医、処方内容 など ①保険者番号などの記載がない場合 加入保険や事業所名（国保／後期高齢者医療制度の場合は住所）を確認し、調剤録に記載しておく。 ②保険医療機関の記載がない場合 患者に処方箋交付を受けた場所を確認する（救護所、避難所救護センター その他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えない） ※処方箋は、通常様式によらない、医師の指示を記した文書等でも可	・ 災などの記号（災害医療に係る処方箋である旨） ・ 患者名、処方医、処方場所、処方内容 など ※通常様式の処方箋に明示することでも可
処方箋がない場合	事後的に処方箋発行されることを条件に、以下の要件のいずれにも該当する場合は保険調剤可 ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由で、医師の診療を受けることができない イ 医師との電話やメモ等により処方内容が確認できる（医療機関と連絡が取れないときは、被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかであること）	規定なし
患者負担	法定どおり（1～3 割） （注：一部負担金の減免対象者であるかを要確認）	県市町と県薬剤師会との災害協定による（注：過去の事例を見る限り、患者負担は無いケースがほとんど）
費用請求先	保険者（審査支払機関経由）	県市町と県薬剤師会との災害協定による（処方場所の自治体）